

令和7年2月4日招集

令和7年2月

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合

## 提 出 議 案 一 覧

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）	1
議案第 2 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第 3 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第 4 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	9
議案第 5 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
議案第 6 号	令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）	1 3
議案第 7 号	令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	1 4
議案第 8 号	令和 7 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	1 5
議案第 9 号	令和 7 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	1 6
議案第 1 0 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	1 7

（備考） 次に掲げる議案書については、別冊にて調製しております。

議案第 6 号 令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算書（第 2 号）

議案第 7 号 令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 3 号）

議案第 8 号 令和 7 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算書

議案第 9 号 令和 7 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算書

## 議案第1号

### 専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福井正明

専決第4号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年12月27日

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福 井 正 明

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第10条の2第3項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）第8条第2項及び第10条の2第3項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、改正前の滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による内払とみなす。

議案第2号

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福井正明

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の10」を「100分の8」に改める。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第10条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による基本報酬の額の算定の際、基本額に乗じる率は、令和7年度においては、100分の9とする。

議案第 3 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 4 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福 井 正 明

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第2項」の次に「及び第3項」を加え、同条第2項中「前」の次に「2」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員に準用する。この場合において、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項及び第3項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第8条第3項中「2」を「4」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第8条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 広域連合長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除

き、第6条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に改正前の滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例第7条及び第8条の規定によりなされた手続は、なお従前の例による。

議案第4号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福 井 正 明

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号及び第4号並びに第10条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正)

第3条 滋賀県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例（平成28年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第 5 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例  
の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 4 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福 井 正 明

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同条第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第6号

令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第2号)

令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)を別冊  
のとおり提出する。

令和7年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福 井 正 明

議案第7号

令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福 井 正 明

議案第8号

令和7年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和7年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福井正明

議案第9号

令和7年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福 井 正 明

議案第10号

滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福井正明

記

氏名	住所	生年月日
大塚 美由紀		